

平成 2 5 年第 8 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 5 年 9 月 3 0 日)

召集年月日 平成25年9月30日(月)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター活動室

開会 平成25年9月30日 午後3時00分

閉会 平成25年9月30日 午後3時25分

出席委員

1番	山本 修	2番	松宮利廣	4番	西 忠彦(会長)
5番	中川啓二	6番	福井明美	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	小川宗一	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	14番	石橋高志
15番	栗谷善一	16番	猿橋 巧	19番	藤原義隆
21番	田中 廣(職務代理)	22番	大下利男		

欠席委員(5名)

3番	小原好一	13番	山下大三郎	17番	小間美也子
18番	吉岡靖夫	20番	小畑信幸		

出席事務局

事務局長 反田志郎 事務局次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権
移転許可申請審議について

報告第 4号 農地の転用事実に関する照会書について

報告第 5号 事業計画書について

報告第 6号 事業計画書について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成25年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、3番小原委員、13番山下委員、17番小間委員、18番吉岡委員、20番小畑委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただきます1議案と報告事項3件を予定しておりますのでよろしくをお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成25年第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

今年の夏は猛暑に見舞われ、熱中症で運ばれる方が多数発生するなど、残暑厳しい日が予想されましたが、コシヒカリの収穫を前にして、一転、雨続きで稲刈りができないところへもって来ての台風襲来でした。小浜市、若狭町で大災害に看まわれ、おおい町でも至る所で土砂崩れや浸水被害を受けました。早急な復旧を望みたいと思います。

本日、午前中には、会長、事務局長会議が美浜町で行われ、出席してまいりました。議題は、来る11月の農業委員大会に提案する議題の検討でした。

それでは、本日上程の1議案と報告事項3件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、17名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、21番 田中委員さんと 22番 大下委員さんを指名いたします。

議長 日程2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局長 はい、議長。
議案第30号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地をおおい町〇〇の〇〇〇〇氏が贈与により取得するものがあります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦） はい、議長
（事務局書記、議案第30号資料説明）
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

猿橋委員 はい、議長

議長 猿橋委員さん

猿橋委員 本案の現地につきましては、24日の午前9時30分から大下委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。
譲受人は〇〇ではありますが、申請地は、以前より譲受人により耕作されており、今は冬野菜の準備がされておりましたので、問題ないと判断いたします。

議長 ありがとうございます。
事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第30号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

（質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第30号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議 長 報告第4号 農地の転用事実に関する照会書について事務局から説明致します。

次 長 (報告案件資料説明)
福井地方法務局小浜支局の中村登記官から「登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取り扱いについて」(昭和56年8月28日付法務省民事局長通達)に基づき農業委員会に照会があり、農業委員会が2週間以内に回答を求められたものであります。

9ページ資料にありますように、西会長、田中代理、小原農地委員長と事務局2名により、現地確認してまいりました。

〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんから申し出のありました畑につきましては、現地はすでに住宅に隣接し、生け垣も含め庭の一部となっております。

また、申請地は、以前、村道拡幅工事に伴い買収に応じられ、分筆に至った経緯もあり、復元したとしても、用地幅は極めて狭く、農業経営は不可能であると認識いたしましたので、宅地への地目の変更はやむを得ないものと判断し、会長専決で、法務局に回答いたしましたので報告いたします。

議 長 ただ今、事務局からの説明と報告がありました。何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 続きまして、報告第5号 事業計画書について事務局から説明をお願いします。

次 長 (報告案件資料説明)
報告第5号の3件は、農地法第4条第1項第8号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、具体的には、農地法施行規則第32条第1項第16号の認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設の中継施設にあたるものであります。よって、農地転用の

制限の例外となり、許可不要案件となります。

議 長 事務局からの説明と報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 最後に、報告第6号 事業計画書について 事務局から説明をお願いします。

次 長 (報告案件資料説明)

報告第6号は、報告第5号と同様に農地法第4条第1項第8号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、農地法施行規則第32条第1項第13号の電気事業者が送電用若しくは配電用の施設、送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を架設するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合の送電用施設に必要な道路若しくは索道の敷地に該当し、よって、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります。

工期は、10月末ごろから26年1月末日までとなっています。

議 長 事務局からの説明と報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

(事務局報告)

議 長 それではこれで、平成25年第8回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。